財政上の支援措置の改善提案に対する協議の結果（論点シート）

整理番号	国際・地域の別	指定No	総合特区名称	事業名	事業内容	実施主体	所管省庁名	国の制度名	新規拡充	新規・拡充内容	回数	国と地方の協議【書面協議】担当省庁の見解 ［A：概算要求等として引き続き検討（全国展開、特区含む）、B：現行制度で対応可能、C：対応しない、Z：自治体が検討］						国と地方の協議【書面協議】指定自治体の回答 ［a：了解、b：条件付き了解、c：受け入れられない、d：その他］		対面協議	内閣府記載欄 ［Ⅰ：実現が可能となったもの　Ⅱ：実現に向けて概算要求等の検討がなされるもの　Ⅲ：要望内容の実現に向けて、条件や代替案等を検討し協議を継続して行うもの　Ⅳ：見解の相違があり、要望実現の方向性を導けるよう、引き続き協議を継続して行うもの、または見解の相違により、協議を一旦終了するもの　Ⅴ：自治体が再検討を行うもの、または提案の取り下げを行うもの］	
												担当省庁・担当課	国の予算制度名等	対応	実施時期	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件／代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等		内閣府コメント	内閣府整理
317	地域	41	千年の草原の継承と創造的活用総合特区	恒久的輪地整備事業 （草原保全事業）	国立公園に指定されている「阿蘇くじゅう国立公園」を構成する阿蘇地域において、担い手の高齢化や少子化の進行に伴い、阿蘇を代表する草原の景観保全が危機に瀕している。 こういった現状を鑑み、草原の保全に効果のある野焼き作業の労力を軽減するために、森林への延焼を防止する輪地を一度の整備で恒久的に使用できるよう整備する。	阿蘇市牧野組合	環境省		新規	阿蘇地域は「阿蘇くじゅう国立公園」に指定されており、その草原景観はまさに人類の宝というべき壮大なものである。 草原景観は地域住民が維持・管理することにより保たれているが、高齢化・少子化の進行に伴い、維持・管理作業に深刻な影響が発生している。 本事業は、こういった現状を鑑み、草原景観を維持するための野焼き作業において、特に労力の係る輪地切り（火を放った際に森林が延焼しないように、森林に沿って帯のように草原の草刈等を行う作業）を一度の整備で恒久的に使用できるよう整備するものである。 野焼き作業の省力化により、未来に残すべき草原景観を維持・保全することが可能となる。	1回目	環境省 自然環境局 自然環境計画課	自然公園等整備事業（自然再生事業）	B	H18～	環境省では「第二期阿蘇草原自然再生事業野草地保全・再生事業実施計画」に基づき、防火帯や作業道の整備、輪地切り作業等を進め、野焼き時の安全確保や輪地切り作業の軽減を図っております。引き続き、地元市町村や牧野組合と連携して事業を進めて参りたいと考えております。 今回ご提案のありました事業については、事業内容や事業実施場所等が不明な点があり、それにより現行制度では実現可能な部分が一部にとどまってしまう可能性もありますため、まずは詳細について九州地方環境事務所にご相談をお願いいたします。		a	今回の提案の具体的な内容は、野焼きの際に森林への延焼を防止するために実施している輪地切り、輪地焼きの作業を毎年行わなくてもいいように、輪地を生コン等で整備し恒久的に使用できるようにするものです。また、生コン等で整備することで、防火帯としてだけでなく牧野の管理道路としての利用も可能となります。 自然公園等整備事業（自然再生事業）について、九州地方環境事務所へご相談いたします。		環境省から、恒久的輪地整備事業（草原保全事業）への財政支援要望については、詳細は不明であるが既存の自然公園等整備事業（自然再生事業）の活用により対応できる可能性があるため、九州地方環境事務所と相談してほしいとの見解が示され、自治体も了解したため「国と地方の協議」としての協議を終了する。 環境省からの見解でもあったとおり、提案の事業については、事業内容や事業実施場所等が不明な点があり、実現可能な部分が一部にとどまる可能性もあるため、まずは詳細について九州地方環境事務所に相談すること。	Ⅰ
											2回目											